

展示等申告書（運送申告書）（C-3340）

<一般的事項>

- (1) 申告書への記載は、すべてタイプライターをもつて行い和文又は英文とする。
- (2) 各欄への記載事項は、なるべく欄の下部に記載し、訂正のための余白を残すようにする。
- (3) 記載事項を訂正するときは、訂正すべき箇所を2本の線で消し込み、その上方に訂正事項を記載する。
- (4) 1 申告書に記載できる品目の範囲は、申告書上段の「使用区分」の1項目に該当し、かつ他の上段の各項目に記載すべき事項が原則として共通しているものとする。

<申告書上段の記載事項>

- (1) 保税運送の申告の場合には、標題の「展示等申告書」の文字を、展示等の申告の場合には、「(運送申告書)」の文字を抹消する。
- (2) 上部の○印内にA（原本）、B（管理者用）、C（展示等承認書用）、D（運送承認用）及びE（発送地税関用）の区分によるAからEまでの記号を記載する。

「**使用区分**」欄には、申告物品の会場内における使用目的に応じ、該当する項の番号を（ ）で囲む。この使用区分と関税法基本通達62の2-9（保税展示場に入れることができる貨物のうち展示、使用等ができるもの）に規定されている保税展示場への搬入が認められる貨物等との関係は、次のとおりとする。

- イ 建設用機器・資材・・・関税法基本通達62の2-9の(1)に掲げる物品
- ロ 展示物品・・・関税法基本通達62の2-9の(2)及び(3)に掲げる物品
- ハ 販売物品・消費物品・・・関税法基本通達62の2-9の(8)に掲げる物品
- ニ その他・・・関税法基本通達62の2-9の(4)から(7)及び(9)に掲げる物品

「**原産地**」欄には、関税法施行令第4条の2第4項に規定する原産地を記載する。

「**輸送方法**」欄は、該当する番号を（ ）で囲む。

「**蔵置場所（展示地区）番号**」欄には、展示等承認後の貨物を展示又は蔵置する場所又はその番号を記載する。

「**受理番号**」欄には、申告の一連番号を記載する。（展示等の申告を受理した場合には、原本(A)、管理者用(B)、展示等承認書用(C)及び運送承認用(D)に、保税運送の場合には、運送承認用(D)及び発送地税関用(E)に記載する。）

「**参加者住所氏名**」欄には、国際博覧会等の参加者の本国の住所及び氏名又は名称を記載する。

「**代理人住所氏名**」欄には、参加者に代わつて申告する通関業者の住所及び名称並びに代表者の氏名を記載する。

「**通関士氏名**」欄には、審査をした通関士の氏名を記載する。

<申告書中段の記載要領>

中段の各欄には、関税率表番号又は内国消費税種類等が異なる品目ごとに、1欄に記載する。ただし、品目が多種類にわたる場合で、仕入書及び包装明細書の記載内容が関税率表番号の把握に支障がないと認められ、かつ、当該申告に係る品目が使用区分の4分類のうち1分類のみ該当する場合には、概括品名（例えば、「装飾用品」等）による申告を行って差し支えない。また、この場合における「単位」、「正味数量」、「関税率表番号」及び「内国消費税種類等」の各欄の記載は、省略するものとする。

なお、当該概括品名に係る物品中に法第4条第3号の2の規定により展示等の承認の際に課税物件の確定するものがあるときは、申告書に添付された仕入書等に、税番、課税価格等課税上必要な事項を補記する。

「**品名、個数、記号及び番号**」欄のうち、「品名」は、関税率表番号又は内国消費税種類等及び使用区分に応じて記載する。

「**個数**」は、貨物の包装の個数及びその包装又は容器の種類を記載する。

「**記号及び番号**」は、包装又は容器に表示されている記号及び番号を記載する。

「**単位**」欄には、その貨物の測定単位として通常使用されるものを記載する。

（したがって、必ずしも輸入統計品目表に掲げられている統計単位を記載する必要はない。）

「**内国消費税種類等**」欄には、内国消費税の法律及び種類等を記載する。

関税法基本通達62の2-9（保税展示場に入れることができる貨物のうち、展示、使用等ができるもの）の(3)に規定する展示物品で国際博覧会等の会期終了後、積み戻すことが確実なものについては、「関税率表番号」及び「内国消費税種類等」の欄は記載を省略して差し支えない。

< 申告書下段の記載要領 >

「**運送申告年月日**」及び「**運送先等**」欄には、保税運送申告の場合に限り運送承認用(D)及び発送地税関用(E)に申告年月日、運送先（保税展示場名）、運送期間及び申告時における貨物の蔵置場所を記載する。

「**運送承認番号**」及び「**運送承認印**」欄には、保税運送申告を受理した税関において、当該運送を承認したときに、運送承認用(D)及び発送地税関用(E)に記入又は押印する。

「**管理者**」欄には、展示等の申告をする前に、国際博覧会等の展示、使用等のため会場に搬入される貨物である旨の管理者の確認を受ける。

「**展示等申告年月日**」欄には、保税展示場へ貨物を搬入した日を原本(A)、管理者用(B)及び展示等承認書用(C)に記載する。

「**展示等承認印**」欄には、展示等を承認したときに展示等承認書用(C)に承認印を押なつする。

「**税関記入欄**」欄には、概括的な品名数量等による展示等申告書を受理したときにその旨注記しておく。

「**展示等承認年月日**」欄には、展示等を承認したときに、原本(A)、管理者用(B)及び運送承認用(D)に当該承認の年月日を記載する。

<展示等申告書（運送申告書）の事後整理>

輸入許可、保税運送承認、積戻し許可又は使用状況報告書、廃棄届の受理若しくは滅却の承認を行った場合等には、保税担当職員が保管する運送承認用(D)及び包装明細書に許可、承認等がなされた旨を記載しておくとともに、当該貨物が保税展示場から搬出された場合には、その都度消込み整理を行うものとする。